

令和6年6月11日

## 職員の処分について

### 1 事実の概要

本局職員が、13歳未満の女性2人に対しわいせつな行為をしたとして逮捕されたことについて令和6年5月14日に公表しておりましたが、この職員が令和6年6月4日付で起訴(※)されたもの。

※刑法第176条第3項、第1項

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条第1項第4号、第1号イ、ロ

### 2 対応

#### (1) 職員の処分について

次のとおり職員の処分を実施しました。

処分の種類	所属等	主な行為
休職	佐賀消防署救急1課救急係長 消防司令 (51歳、男性)	地方公務員法第28条第2項第2号 「刑事事件に関し起訴された場合」 に該当

#### (2) 全職員に対する注意喚起

処分を行ったことに対し、本日付で法令遵守の徹底及び綱紀保持等について注意喚起を行った。

佐賀広域消防局 総務課